

わが国を含めた先進諸国の所得税は、包括的所得概念で構築されており、純資産の増加はすべて所得として計算される（純資産増加説）。一方、資産の増加が未実現の場合には、課税技術上の困難性や納税資金調達の問題などから、所得にはならない「実現主義」が採用されている。したがって、含み益のある資産は売買などで実現するまで「課税繰延べ」になり、所得税制のアキレス腱と呼ばれてきた。

米国バイデン政権は3月、2023年度予算教書を公表し、資産を時価評価してその増加分を譲渡益として追加課税する「超富裕層課税」(New Minimum Tax on Billionaires)を提言した。対象は所得1億ドル超の世帯で、米国のトップ0.01%程度(1,600世帯前後)といわれている。未実現資産を時価評価し、その増加分(評価益)を所得に加え、実効税率が20%未満の場合には20%までの差分を「トップアップ税」として追加的に課税する。今後10年間に3,600億ドルの税収を見込んでいる。

ホワイトハウス・ファクトシートを見ると、「2021年に米国のトップ700の富裕層の資産は1兆ドル以上増加したが、総所得に対する税負担率は8%で、教員や消防士の半分以下」という事実が書かれ、このような税制の「欠陥」を埋めることの必要性が訴えられている。

資産を時価評価して課税するという考え方は、トマ・ピケティ氏が2014年に発刊した『21世紀の資本』の中でも述べられている。資本収益率( $r$ )が経済成長率( $g$ )を上回る状況が続くと、資本を多く持つ富裕層は再投資によって富を雪だるま式に増やす一方、勤労所得は経済成長並みの伸びなので、双方の格差は21世紀を通じて拡大する。これに対して資産所得への課税では十分ではない。資産が毎年5%の収益

(資産所得)を生み出すとして、そこに40%の所得税をかけても、税引後の投資収益率は $5\% \times (1 - 0.4) = 3\%$ となり、資産そのものは増え続ける。これに対処するには、資産を時価評価して累進課税する方法しかない。これがピケティ氏の主張である。前述のバイデン案は所得税だが、資産を時価評価する点は共通である。

では、どのように資産を評価するのだろうか。カリフォルニア大学のエマニュエル・サエズ氏とガブリエル・ズックマン氏は、共著『つくられた格差』の中でこう述べている。

米国上位0.1%が所有する財産の80%は、市場価格が存在する上場株や不動産である。残り20%は非公開会社の株式だが、大規模な非公開会社の株式は定期的に売買されているし、価値を評価する専門家は多く存在するので、その標準的手法を利用すれば適正な評価は可能だ。物納を認めれば流動性の問題も解決するし、物納された株式を内国歳入庁が競争入札で売却す

れば投資家が値を付けてくれる、と。

これまで資産あるいは資産性所得への課税は、資本の国外逃避への懸念(税制の効率性)、資産評価の困難性、納税キャッシュフローがないことの3つが課題として挙げられてきた。最初の課題である国外に資金が流出することを防ぐ「効率性」の観点については、近年のOECDによる情報交換などの努力により、おおむね解決したといえる。あとの2つの課題も、近年の金融技術の進歩によって乗り越えられるのだろうか。

この提案は、富が極端に偏在している米国において、政治的な思惑も絡んで行われたもので、わが国に直接影響を及ぼすとは考えられないが、富裕層に限定して保有資産を時価課税するという考え方については、議論をする価値がありそうだ。

連載

第183回

所得税のアキレス腱と  
バイデンの超富裕層課税

# 税制之理

森信茂樹

東京財団政策研究所研究主幹